

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月28日現在

機関番号：12601
研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2008～2012
課題番号：20530047
研究課題名（和文）
労働法の歴史的基盤に関する比較研究
研究課題名（英文）
Comparative Study on Historical Backgrounds of Labor and Employment Law
研究代表者
水町 勇一郎（MIZUMACHI YUICHIRO）
東京大学・社会科学研究所・教授
研究者番号：20239255

研究成果の概要（和文）：日本の労働関係および労働法の特徴（近代化以降も労働関係の身分制が相対的に強く残存していたこと）とその相対性（欧米の労働法のなかでもその問題が観察され問題視されていること）が明らかにされた。

研究成果の概要（英文）：This Study made clear the particularity and relativity of employment relation and labor law in Japan.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法

キーワード：労働法、労働史、比較法

1. 研究開始当初の背景

社会がグローバル化・高速化するなか、労働法は世界的に大きな改革のときを迎えている。この労働法改革のあり方を論じるにあたっては、労働法の背景や基盤にある社会や歴史と法の関係について検証することが重要になる。実際にフランスやアメリカでは、近年、労働をめぐる社会と法の係わりあいに関する歴史研究が活発に展開されている。しかし日本では、このような視点からの研究は、必ずしも十分には行われてこなかった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本における労働と社会の係わりあいについて、明治期の工業化以前にもさかのぼりながら歴史的に検証し、フランスやアメリカの労働社会・労働法の歴史との比較を通して、現在の日本の労働法改革をめぐる議論に歴史的視点からの示唆を提供することにある。

3. 研究の方法

本研究では、次の手順で、日本の労働法の歴史的基盤・視点を明らかにすることを試みた。

- ① 日本における雇用や労働の歴史に関する既存の研究をサーベイする。
 - ② ①に加え、新たな資料や文献に基づく分析・研究を行いつつ、日本における労働と社会の歴史、そのなかで生成した労働法の歴史の動態を通史的に明らかにする。
 - ③ フランスやアメリカの労働社会や労働法の歴史に関する研究を継続して行う。
 - ④ ②と③の研究結果を比較し、労働法の歴史の比較研究を行う。
 - ⑤ 日本の現在の労働法改革をめぐる議論に、歴史的視点から新たな示唆を明らかにする。
- 以上の研究によって、日本の労働法の歴史的基盤とそこから得られる示唆を明らかにした。

4. 研究成果

労働法の歴史についての比較法研究を進めた結果明らかになったのは、日本の労働関係（およびそれを包摂とした日本の労働法）の特徴とその相対性である。

日本の中世や近世においては、一方で、「身分」に基づく固定的な社会が存在し、他方では、「契約」に基づく流動的な社会が存在していた。その後、近代化（工業化）のプロセスのなかでこの両者が混在し、前者の封建的（共同体的）性格を残存させながら、戦後の長期雇用慣行の普及・定着に伴って次第に後者の流動性が失われていった。このような過程のなかで、近代化以降も労働関係の「身分」な性格が相対的に強く残存したことが日本の労働関係の特徴であり、それを現代的な文脈のなかで規範的に解釈し直すことが日本の労働法の重要な課題となっている。しかしながら、近年の欧米諸国の実態や議論をつぶさに観察してみると、これらの国々の労働関係のなかにも企業内の閉鎖的な意識・文化に起因する問題（前近代的または企業組織的な問題）が内在しており、近年その弊害が社会的に問題視されるに至っている。その意味で、日本の労働関係の特徴とそれ由来する問題は、欧米諸国でもある程度共通して観察される相対的なものといえる。そして、この問題がとりわけ顕著な形で指摘され、それに対する法的対応が進められている代表的な例が、EUの2000年均等待遇基本枠組指令とそれに基づくEU加盟国の国内法の整備である。

そのなかで、企業の組織や文化に由来する構造的な問題を根本的に解決していくための新たな制度として、フランスではLe Défenseur des droits、イギリスではEquality and Human Rights Commissionなどが創設されている。これらの新たな制度の研究を進めていくことは、日本の労働関係に内在している「身分」的な問題を構造的に解決していくための手がかりとなりうる。

5. 主な発表論文等（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

① Yuichiro MIZUMACHI, 《 Métamorphose du droit du travail: Le fondement théorique et le cas japonais 》, Revue de droit compare du travail et de la sécurité sociale, 2012/1, pp.25-35.

② Yuichiro MIZUMACHI, 《 Entretien sur le droit du licenciement pour motif économique: JAPON 》, Revue de droit du travail, no.2, février 2013, pp.129-132.

③ 水町勇一郎「『差別禁止』と『平等取扱い』は峻別されるべきか？—雇用差別禁止をめぐる法理論の新たな展開」労働法律旬報1787号（2013年3月）48-59頁

④ 水町勇一郎「『労働契約』か『社会関係』か？—団体交渉の基盤と射程に関する比較法的考察」荒木尚志ほか編『労働法学の展望』（2013年、有斐閣）525-549頁

〔学会発表〕（計1件）

① 高橋陽子・水町勇一郎「労働審判制度利用者調査の分析結果と制度的課題」日本労働法学会（2012年5月20日、関西学院大学）

〔図書〕（計3件）

① 菅野和夫・仁田道夫・佐藤岩夫・水町勇一郎編著『労働審判制度の利用者調査—実証分析と提言』（2013年3月、有斐閣）（共編著）272頁

② 水町勇一郎『労働法〔第4版〕』（2012年3月、有斐閣）524頁

③ 水町勇一郎『労働法入門』（2011年9月、岩波書店）226頁

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/mystaff/mizumac7.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

水町 勇一郎 (MIZUMACHI YUICHIRO)
東京大学・社会科学研究所・教授
研究者番号：20239255

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：